特別受益と遺留分減殺に関する一考察（二・完）

――評価基準時を中心として――

千藤洋三

目次

一　はじめに
二　評価基準時が問題となる四つの場合
三　現物的平等主義と価値的平等主義
　㈠　特別受益の持戻し方法の変遷
　㈡　遺留分減殺を受けた贈与・遺贈物の返還方法の変遷
四　価値的平等を実現する手段としての評価基準時
　㈠　持戻し財産の評価基準時
　㈡　現実に分割の対象となる財産の評価基準時（以上三二巻一号）
〔前回のまとめ〕
　㈢　遺留分算定の基礎となる財産の評価基準時
　㈣　価額弁償額算定のために減殺を受けた目的物の評価基準時
五　私　見（以上本号）
〔前回のまとめ〕

一　本稿は、相続人間の実質的衡平化をはかることを目的とした特別受益の持戻しと遺留分減殺の両制度を主として評価基準時という面から検討しようとするものである。元来、特別受益財産が現物で持戻されたり、遺留分減殺を受けた財産が現物で返還されるならば、評価基準時は問題とされることもなく、共同相続人間の衡平も完全にはかれるといえよう。しかし、現物交換から価値交換へと発展してきた資本主義社会においては、取引の法的安定が極めて強く要請され、金銭的処理が可能であれば、それを最優先させているので、相続財産の分割に際しても、その物的構成の如何にかかわらず自由に価値分配することによって相続人間の衡平化をはかろうとする。その際に、相続財産をある時点で金銭に評価しなければならず、その評価基準時の求め方によっては相続人間に不公平を生じかねない。贈与時から相続開始時まで、あるいは相続開始時から遺産分割時までの時間的経過が長期に亘るほど、評価基準時（贈与時、相続開始時、遺産分割時、等）をいずれに求めるかにより共同相続人間に利害得失の差が拡大することになる。

二　ところで、共同相続人が被相続人の遺産を実際に取得するまでには、わが民法上、主に四つの遺産の評価基準時が問題となりうる。まず第一に、特別受益がある場合、特別受益者の具体的相続分算定のために、持戻し贈与並びに相続開始時の財産を評価しなければならない（日民法九〇三条）。第二に、現実に分割の対象となる遺産を評価しなければならない。第三に、遺留分侵害の有無を判断するために、遺留分算定の基礎となる財産を評価しなければならない（日民法一〇二九条。なお、この基礎財産は、わが国の場合、相続開始時の財産の価額に贈与財産の価額を加え、そこから債務額を控除して算定するから、三つの財産の評価が必要である）。第四に、遺留分減殺請求がなされた場合、返還義務者は減殺を受ける限度で目的物の価額を弁償し、現物返還を免れることができるが、その際に、目的物の価額を評価しなければならない（日民法一〇四一条）。

三　特別受益の持戻し並びに遺留分減殺の両制度の源流といわれているフランスでも、わが国と同様、右の四つの場合の評価基準時が問題とされている。しかし、フランスではこれまで、評価基準時を論じるに先立って、持戻しや減殺に服する物の返還方法がまず最初に問題となってきた。つまり、フランスでは、特別受益を現物または価額（具体的には差引き）のいずれで持戻すかという持戻し方法と、遺留分の減殺を受けた贈与・遺贈物を現物または価額のいずれで返還するかという返還方法が一八〇四年の民法典制定以降、常に論じられてきた。一八〇四年の立法時には、相続財産の細分化を促進し、しかも共同相続人間の徹底した衡平化に役立たせようとするために現物的平等主義――分割の対象となった相続財産を現物分配すること――がほぼ全面的に採用された。しかし、一八六〇年代からの産業資本主義の興隆とともに、相続財産、とりわけ農業用経営資産の細分化が生産性の低下をもたらし、対諸外国との競争力という面で、国民経済上極めて問題となり、結局、農業用経営資産の細分化防止のために、現物的平等主義から価値的平等主義――分割の対象となった相続財産をその物的構成の如何を問わずに自由に価値分配することによって相続人間の衡平化をはかるもの――への移行という現象となって現われてきた。しかし、価値的平等主義が立法によって実現されたのは、ようやく一九三八年二月法及び六月命令法によってである。その後、一九六一年法により、価値的平等主義が農業経営資産のみならず、資産の細分化防止のために中小企業経営資産にも拡大され、さらに一九七一年法も、こうした傾向を維持している。

四　フランスでは、相続財産の細分化防止という一連の動きと同時に、フランス革命（一七八九年）時以来の相続人間の衡平化という理念追求の動きがある。両者を妥協もしくは調整すべく努力が一般法である民法の中で払われてきたところに、フランスの遺産分割法の一つの特徴が見られるといえるであろう。そして、評価基準時は、細分化防止

理念の追求の結果生じてくる価値的平等主義において、相続人間の衡平化の調整手段として大きな役割が担わされてきたのである。つまり、評価基準時を論じる必要があるのは、評価の対象となった財産価額の上昇分もしくは下降分を相続人間に如何に分配すべきかという点に拠る。

(一)　持戻し財産の評価基準時（仏民法八六〇条）

(1)　贈与財産　フランス革命前のフランス古法では、持戻しに服する贈与財産は、遺産分割時に評価されていた。しかし、一八〇四年立法は、贈与財産を動産と不動産に区別し、動産については価額持戻しに服せしめて贈与時における価額で評価し、不動産については例外的に相続開始時で評価して価額持戻しに服せしめた。動産は、贈与時から使用により価値の低下をきたし、しかも譲渡の可能性が高いのに比して、不動産は贈与時から価値が高騰すると考えられたからである。しかし、動産について、その後の判例が、有体動産のみならず一八〇四年立法後に大量に生じた有価証券等の無体動産についても贈与日で評価したので、贈与時から相続開始時ないしは分割時までの価額の上昇分を特別受益者が取得することになり、分割の価値的平等を損なうことになった。しかしながら、相続人間の衡平を犠牲にしても、農地の細分化防止等、贈与財産の経済的効率化を計るために一九三八年二月法、同六月命令法で、動産・不動産のいずれも贈与時に評価することに改められた。つまり、受贈者は、贈与時で評価された受贈物の価額を遺産分割時に持戻せばよいので、安んじて資本の投下を行なうことができた訳である。

ところが、一九三八年の改正法は、共同相続人間の衡平を著しく損なうものであったが、そこに当時の貨幣価値の慢性的な下落の繰返しが輪をかけて、この不公平感を増幅させた。第二次大戦後、フランス民法典改正委員会は、分割時での財産評価を採用することにし、一九七一年法でようやく結着がついた。一九七一年改正法の趣旨は、インフ

レ等の経済情勢を考慮に入れながら、受贈者・受遺者の地位の安定と、共同相続人間の実質的な衡平化をはかるものであった。持戻しに服する財産に限っていえば、遺産分割時で評価した価額を持戻させること、また贈与財産が遺産分割前に譲渡されたならば、その譲渡時の価額を、さらに受贈者が新たな財産を取得していたならば、その新財産を遺産分割時で評価して持戻させることなどに改正理念が生かされている(現仏民法八六〇条)。なお、金銭の贈与については、一九七一年法は、贈与時の額をそのまま持戻させ(この点は一八〇四年立法と同じ)、金銭が他の財産取得に使用されていた場合には、取得財産の分割時における価額を持戻させることにした(現仏民法八六九条)。

(2) 遺贈財産　遺贈財産は、一八〇四年立法では全て価額持戻しに服せしめられたが、その評価基準時は明規されなかった。一八九八年法は、原則として、遺贈を持戻しの対象からはずした(遺贈は受遺者への特別の恩恵であるという理由に基づく)。例外として、遺言者が反対の意思を表明した場合には持戻しが課せられたが、この場合の評価基準時も明規されなかった。そこで、フランスの通説は、贈与規定を類推適用し、遺贈の評価基準時を遺贈が効力を生じた時、すなわち相続開始時と解してきたが、破毀院は、一九七〇年七月一六日判決で、持戻しに服する遺贈の評価は分割時に行なわれると判示して通説を斥けた。一九七一年法も、明文規定を置かなかったが、一九七〇年判決を是認したものと解されている。

以上、結局、持戻しに服する財産は、現在では、贈与・遺贈にかかわりなく、遺産分割時に評価されることになった。

(二) 現実に分割の対象となる財産の評価基準時(現仏民法八三二条八項)

一八〇四年立法は、分割対象財産の評価基準時について明文規定を設けなかった。この当時は、相続開始時から遺

産分割時までに時間的隔りが生じることが十分認識されていなかったからである、といわれている。その後、フランスの学説は、早くからこの点に気付き分割時に評価すべきであると解してきた。これに対して、フランスの判例は、遺産分割の遡及効を理由に相続開始時で評価してきた。しかし、今世紀に入り、とりわけ第一次世界大戦における平価切下げの結果、とくに不動産価格が、名目価格を維持してきた国債のような他の財産に比して共有期間中に騰貴したので、相続開始時での評価は、分割における平等原則をくつがえすこととなった。それにもかかわらず判例並びに立法的解決ともに遅れ、破毀院が財産評価のために遺産分割時を明示したのは、立法以来一世紀以上も経た一九三七年のことであり、また一九六一年法がようやく農業・商工業用等の経営資産を分割時に評価するとの明文規定を設けた。なお、この一九六一年法は、共同相続人のうちの特定の者が承継した資産の価格が経済情勢の変化により承継時より二五％以上増加し、または減少した時は、他の共同相続人に清算金として支払うべき残存金額を同じ比率で増加・減少するとの規定を設けた(旧仏民法八三二条の一第四項)。このスライディング・スケール方式が一九七一年法により、農業用財産等の優先承継の場合に限らず、一般相続財産にまで拡大されたのである（現仏民法八三二条の一）。

以上が前回（関大法学論集三二巻一号）で述べてきた要旨である。今回は、四つの評価基準時のうち、残りの「遺留分算定の基礎となる財産の評価基準時」と「価額弁償額算定のために減殺を受けた目的物の評価基準時」について、フランスでの議論を紹介していきたい。

三　遺留分算定の基礎となる財産の評価基準時（仏民法九二二条）

第三に、遺留分算定の基礎財産の評価基準時が問題となる。この場合は評価基準時が問題となっている他の三つの

場合以上に、フランスでは議論が活発である。ここでは、被相続人の死亡時の現存財産と贈与財産に分けて紹介したい。本節で述べようとする点をあらかじめまとめれば次のようになろう。

一　遺留分算定の基礎となる現存財産を何時の時点で評価するかに関して、フランスの多数説は、一八〇四年立法の民法九二二条の表現を一つの根拠に、遺留分額が確定されるのは被相続人（遺言者）の死亡時であるとか、遺言処分が実行されるのは死亡時である、などを理由付けとして、相続開始時説を主張する。これに対し、反対説は、民法九二二条の表現から評価基準時を明らかにすることはできないと反論し、また遺留分算定の基礎財産の評価基準時を相続開始時に求め、しかも現実の遺産分割財産の評価基準時を遺産分割時に求めるのは二重の評価を行なうことになり、実務上煩わしさをもたらすだけだと批判し、評価時を分割時に統一すべきである、と主張する。これらの学説を受けて、第二次大戦後のフランス民法典改正委員会において、評価基準時を相続開始時もしくは遺産分割時のいずれかで統一すべきだとの考えが出された。しかし、一九七一年法は、民法九二二条一項の表現自体を変えることなく、贈与財産の評価基準時を相続開始時と明規したので、結局、現存財産について相続開始時での評価を認めた形になった。

二　現存財産とは異なり、遺留分算定の基礎となる贈与財産の評価基準時については、一八〇四年立法は、動産・不動産を問わず、相続開始時で評価すると明規した。フランスの貨幣であるフランの価値が安定を欠くようになった一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて相続開始時での評価は、受贈者に酷な結果をもたらすようになった。そこで、一九三八年二月法は、贈与時での評価に改めたが、このことは遺留分算定の基礎財産の価額を全く抑えてしまい、受贈者に有利になる反面、遺留分権利者に極めて不利になるなどの不都合をもたらした。そこで、一九七一年法は、貨幣価値の不安定さなどを考慮して、一八〇四年立法と同様、相続開始時説を採用した。なお、この一九七一年法は、贈

与財産が相続開始前にすでに譲渡されていた場合には譲渡時の価額を遺産総体に加算し（結局、遺留分算定のための基礎財産となる）、また譲渡により他の物を取得していた場合には、その取得財産の相続開始時における価額を遺産総体に加算するという極めて重要な改正を行なった。なお、金銭の贈与については、明文規定を欠くが、フランスの学説は一般に贈与時での評価を行なっている。

三　右にまとめたようなフランスでのやり方に比して、わが国では、明治民法起草時に、現存財産に含まれる遺贈については当然に相続開始時に評価するものと考えられていたようであるが、明文規定上、現存財産・贈与財産のいずれについても、その評価基準時は明らかにされなかった。この点、昭和二二年に改正された現行相続編規定にも明らかにされていない。現在の判例（最判昭五一・三・一八民集三〇巻二号一一一頁、他）及び通説は、現存財産・贈与財産の双方とも相続開始時で評価している。

四　なお、フランスでは従来からの学説の考えを受け容れて、一九七一年の改正により、遺留分算定のための財産は、現存財産からまず債務を控除し、これにすでに贈与されていたものの価額を名目的に加えることにより算出されることに改められた（現仏民法九二二条）。このことは、債務が現存財産を超過しても、贈与財産には手をつけることができないことを意味する。(1) つまり、相続債権者よりも、遺留分権利者が優先的に保護されることになる。これと異なり、わが国では、改正前のフランスのやり方と同じく、まず最初に現存財産に贈与されたものの価額を名目的に加え、そこから債務を控除する（日民法一〇二九条一項）。この場合、もしも遺留分算定の基礎となる財産額がゼロまたは債務超過のときには、学説上(2)、争いがある。資産一〇〇〇万円、贈与五〇〇万円、債務一五〇〇万円を具体例とした場合、一説は(3)、一〇〇〇万円に五〇〇万円を加えた合計額から一五〇〇万円を控除するとゼロとなり、結局、遺留分は

ゼロである、と解する。二説[4]は、日民法一〇二九条によって算出されたものは遺留分でなく自由分であるとし、一〇〇〇万円に五〇〇万円を加えた合計額から一五〇〇万円を控除した残額ゼロは自由分に該当し、被相続人は処分可能な遺産部分を有しなかったにもかかわらず、五〇〇万円の贈与をしたのであるから、この五〇〇万円については減殺の対象となりうる、と解する。三説[5]は、一九七一年改正フランス民法と同じ立場（従来からのフランスの学説）で、一〇〇〇万円から一五〇〇万円を控除すると残額はゼロとなるが、このゼロに五〇〇万円を加えたものを基礎として遺留分を算定すべきである、と解する。一説は、相続債権者の利益に帰するような贈与の減殺を認める必要はない、との考えに基づく。これに対して、二説は、受遺者の利益よりも相続人の利益を、さらに相続債権者の利益を優先させるべきである、との考えに基づく。三説は、減殺財産から相続債権者が弁済を受けることを拒否し、遺留分権利者を保護する、との考えに基づく。一説が通説的見解といえよう。

いずれにせよ、こうした計算方法の改正は、本稿で扱っているテーマからはずれるので、本稿ではこれ以上深く扱うことはしないが、そのもつ意義は非常に大きいことを指摘しておきたい。

（1） André Ponsard, Liquidations successorales Rapport-Réduction Partage d'ascendant, 1977, n°71, p. 92 et s.

（2） 学説、並びに具体例については、中川淳・注釈民法㉖相続(3)（昭四八）三五五頁以下、参照。

（3） 高梨「遺留分の算定」法学セミナー四八号（昭三五）二八頁以下。青山道夫・改訂家族法論Ⅱ（昭四六）三九九頁。

（4） 島津一郎・中川監修註解相続法（昭二六）四四二頁、近藤英吉・相続法下（昭一三）一〇九八頁。鈴木禄弥・相続法講義（昭四三）九八頁以下も同説か。

（5） 柳川勝二・日本相続法註釈下（大九）六一一頁。

(1) 現存財産

一　一八〇四年立法は、「減殺は、贈与者又は遺言者の死亡時に存在するすべての財産をもって遺産総体を形成することにより決定される」と明規した(1)（傍点―筆者）。この表現が用いられているフランス民法九二二条の本文は、一九三八年二月法及び一九七一年法によって改正されたにもかかわらず、この表現自体は現在でも維持されている。多数説は(2)、この表現を一つの根拠に、遺留分算定のための現存財産の評価基準時を相続開始時と解し、その他、次のような理由を挙げている。①　現存財産は被相続人の死亡時にのみ確定される(3)。②　遺言処分が実行されるのは死亡時である(4)。③　遺留分と自由分の割合が相続の承認・放棄等により遡及的に確定されるのは死亡時である(5)。④　遺留分は相続分であって遺留分額を定めるのにふさわしいのは相続開始時である(6)。⑤　遺留分が侵害されたか否かを知るのに最もふさわしいのは、死亡時である(7)。

二　これに対して、少数説は(8)、遺産分割時説を主張し、民法九二二条の表現から評価基準時を明らかにすることはできない、と反論し、次のような理由並びに多数説に対する批判を挙げている（番号は多数説の理由付けに対応するものではない）。①　遺留分算定の基礎財産の評価基準時を相続開始時に、また現実の遺産分割財産の評価基準時を遺産分割時に求めることは、二重の評価を行なうことになり、実務上、清算作用を複雑にし、当事者にとっても鑑定費用がかさむだけなので、評価時を分割時に統一すべきである(9)。②　通説によれば、相続開始時に遺留分額を算出し、遺留分侵害の有無を判断することになるが、相続開始時から減殺請求時までの間に、遺留分算定の基礎財産の価値に変動をきたし、したがって遺留分侵害の有無も異なってくる(10)。③　相続開始時に算出される遺留分額は、遺留分の減殺請求とは無関係で、フランス民法九二〇条は、遺留分減殺が単に相続開始時に行なわれることを規定しているだけである(11)。④　特別受益の持戻し及び遺留分減殺は、いずれも相続財産の分割の一方法であり、分割される財産の評価

時期に一致すべきである。[12]

これら少数説の理由並びに批判について、その中でもとりわけ少数説の攻撃している二重の評価について、多数説は、異なる時点での二重の評価が実務に困難さをもたらすことをはっきりと認めている。[13] なお、少数説の中には、通説・判例のいうように九二二条が相続開始時説を採用していると解しつつ、立法論として批判を展開しているものがみられる。[14]

三　ところで、第二次大戦後のフランス民法典改正委員会での意見の中には、評価基準時を被相続人の死亡時もしくは遺産分割時のいずれかで統一しようとする考え方があったといわれている。[15] しかし、一九七一年法は、先ほど述べたように（前述五二頁参照）、九二二条第一項で従来と同様の表現を継承し、同時に次に述べる贈与の評価基準時を相続開始時と明規したので、結局、現存財産を相続開始時で評価することを認めた形になった。

(2)　贈与財産

一　遺留分算定の基礎となる贈与財産の評価基準時について、一八〇四年立法は、動産・不動産を問わず、相続開始時で評価すると明規していた（旧仏民法九二二条）。フランの価値が安定していた一九世紀には、この評価基準時でさして不都合を生じなかった。しかし、工業生産物価格（valeurs industrielles）の高騰、ついで不動産価格の騰貴を惹き起こしたフランの平価切下げ並びに価値低下により、このやり方は、とくに受贈者が贈与者の死亡のかなり以前に贈与財産を取得し、しかも実際の価値よりも非常に低い価格で処分していたような場合には、相続開始時における受贈物の価額と相続開始前の受贈物の処分価額との差額をはき出させられることになるので、受贈者に極めて酷な結果をもたらすことになった。[16] また、このようなフランの低下は、不動産や有価証券（valeurs mobilières）などの現物

贈与と名目上の価値しかない金銭での贈与との間にはひどい（choquante）不公平さを生じ、被相続人が自由分を超えないようにと用意周到に行なった贈与も、これが不動産であれば、減殺に服せしめられることとなった。[17] こうしたことが現実の裁判例として現われ、一九一〇年の破毀院判決[18]は、相続開始時での評価に疑問を投げかけた。そこで、結局、一九三八年二月法で、贈与財産は、持戻しの場合と歩調をあわせ、贈与時で評価されることに改められた（旧仏民法九二二条）。

二　ところが、贈与時での評価は、遺留分算定の基礎財産の価額を低く抑えてしまい、受贈者に有利になる反面、特別受益を得ていない遺留分権利者にとって酷な結果をもたらし[19]、同時に、金銭の受贈者と金銭以外の動産や不動産の受贈者との間で不公平を解消しえないなどの不都合を生じた。[20] そこで、一九七一年法の立法者は、貨幣価値の不安定さを考慮すれば、一九三八年法よりも一八〇四年立法の立場の方がまだ不都合さが少ないと考え、贈与財産を贈与時の状態[21]のままで相続開始時に評価すべく改めた。そして、この一九七一年法は、持戻しの場合とパラレルに遺留分算定の場合にも、贈与財産が相続開始前にすでに譲渡されていたときには譲渡時の価額を遺産総体に加算し、――つまり、受贈者は受贈後に贈与財産（受贈財産）を処分することによって得た金額を提出すればよく、贈与財産を相続開始時まで持っていたものとして、相続開始時に評価された金額を提出しなくてもよくなった訳である。それだけ、受贈者の地位が保護されることになった――譲渡により物上代位があったときには、その新しい財産の相続開始時における価額（持戻しの場合は、遺産分割時の価額。現仏民法八六〇条一項参照。）を遺産総体に加算するという極めて重要な改正規定（現仏民法九二二条二項）を設けた。

三　いずれにせよ、遺留分算定のための基礎となる贈与財産の評価基準時は、一八〇四年立法の相続開始時から一九

三八年法の贈与時に移り、一九七一年法により元の相続開始時に戻った訳である。このように贈与財産を相続開始時に評価することについて、フランスの多数説は、勿論それを支持している訳であるが、その理由として、たとえばマゾー（Mazeaud）は、「遺留分の完全さが確実なものとされるためには、あたかも贈与がなかったかの如く、相続開始時に、計算上の遺産総体（masse）が再構成されなければならないから、現存財産の場合と同じく贈与財産も相続開始時で評価するのが論理的である」と述べている。[22] また、モラン（Morin）は、金銭の価値下落による諸々の結果を予防することが相続開始時での評価の目的であると述べている。[23]

四　なお、金銭の贈与については、持戻しの場合（前述四六頁参照）と異なり明文上の規定を欠くが、フランスの学説は一般に金銭贈与の持戻し規定（仏民法八六九条）を遺留分算定の場合にも類推しようとする。つまり、遺留分算定のための基礎財産として、原則的には贈与時の額を擬制的に遺産総体に含ませる。そして、もしも金銭が他の財産取得に用いられ、その財産が残っていれば、相続開始時での代位財産の価額を遺産総体に含ませ、さらに代位財産が相続開始前に譲渡されていれば、譲渡時の価額を遺産総体に含ませる。[24] また、贈与財産が受贈者の故意・過失によらず、滅失したときには、贈与財産を遺産総体に含ませる必要はないが、滅失を理由に補償金が支払われていれば、持戻しの場合の規定（仏民法八五五条二項・三項）を類推して、補償金そのもの、あるいは補償金を使用して取得された代位財産の相続開始時の価額を遺産総体に含ませる。[25]

五　右にみてきた遺留分算定のための基礎財産の評価基準時に関するフランスのやり方と異なり、わが国のやり方は、次のようなものである。明治民法の起草者は、現存財産に含まれる遺贈については当然に相続開始時に評価すると考えていたようである。[26] しかし、明治民法（明治三一年施行）の相続編規定は、現存財産・贈与財産のいずれも評価基

準時を明らかにしていない。昭和二二年に全面改正された現行民法の相続編規定も明確ではない。現在の通説及び審判例の大勢は、遺留分算定の基礎となる現存財産・贈与財産のいずれも相続開始時で評価する。[27] その主たる根拠は、評価基準時を明確な時点にしておかなければ、具体的相続分が相続開始後たえず変化する場合を生じうる、という点に基づく。これに対して、少数説は、分割時に複雑な作業をしてまで具体的相続分を確立する必要性に乏しいことなどを理由に、分割時で評価すべきであると主張する。[28] 審判例にもこうした考えに基づいて、贈与時の価額を分割時の貨幣価値に換算して贈与財産とみなしたものがある（広島家呉支審昭三三・一二・二六家月一一巻四号一一六頁）。[29]

六　ところで、金銭の贈与については、金銭額を相続開始時の貨幣価値に換算して評価すべきか否かについて積極・消極両説の顕著な対立がみられていた。[30] 従来の通説は、貨幣価値の変動を計算し評価換えを行なうのであれば貨幣の機能を失うことになるので、金銭の通性上、「円は円に等しい」としてやむを得ない、とする。[31] これに対して、近時の多数説は、物価指数にしたがい、少なくとも相続開始時の価額に評価換えすることが公平上要請される、とする。[32] そして、最高裁も、遺留分算定のための基礎財産の中に入れられる金銭による特別受益額を評価するについて、相続開始時の物価指数による贈与金額の評価換えを認めた（最判昭五一・三・一八民集三〇巻二号一一一頁）。[33] この問題については、フランスのように、贈与金銭が費消されていれば評価換えなしに贈与時の額を、また贈与金銭により他の物が購入されていれば、その物の相続開始時での価額を算入する、という解決方法も一考に値するのではないか、と思う。わが国の場合、評価換えの基準等が明確でなく、これによる紛争も生じるものと予想されるからである。

（1）　次のような仏文である。「La réduction se détermine en formant une masse de tous les biens existant au décès du donateur ou testateur.」（仏民法九二二条）。

(2) 多数説として

Pierre Catala, La réforme des liquidations successorales, 1975, nº 67, p. 143.

Mazeaud, Leçons de droit civil, t. 4, vol. 2, 1980 par André Breton, n°914, p. 226.

Georges Morin, La loi du 3 juillet 1971 sur les rapports a succession la réduction des libéralitis et les partages d'ascendants, 1972, n°34, p. 31.

Andrè Raison, Journal des Notaires et des Avocats et journal du notariat 1971-n°23, n° 33, p. 1322.

などが挙げられよう。

(3) Catala, La réforme, n°67, p. 143., Georges Morin, op. cit., n°34, p. 31.

(4) Catala, loc. cit.

(5) Catala, loc. cit. Mazeaud, op. cit., 1980, n° 914, p. 226.

(6) Catala, loc. cit. Cf. Ponsard, op. cit., n°72, p. 94.

(7) Mazeaud, op. cit., 1980, n°914, p. 226.

(8) 少数説として

Jean-Pierre Arrighi, Obserbations sur le rapport et la réduction des libéralités, D. 1972. ch.—XVI, p. 89 et p. 90., André Ponsard, Liquidations successorales Rapport-Réduction Partage d'ascendant, 1977, p. 94., p. 145 et s., などが挙げられよう。

(9) Arrighi, op. cit., n°14, p. 90.

(10) Ponsard, op. cit., n°72, p. 94 ets.

(11) Arrighi, op. cit., n°9, p. 88.

(12) op. cit., n°72, p. 94.

(13) Catala, La réforme, p. 144., Mazeaud, op. cit., 1980, n°914, p. 226.

たとえば、マゾーは次のように述べている。遺留分算定のための基礎財産の評価基準時については「死亡時に遺留分が侵害されていないことを確信しうる」のに対して、現実の分割対象財産の評価基準時については「相続開始後かなり共有期間

が経過し、そして現実に財産を取得しうるときに、共同相続人の平等がはかられるのである。しかしながら、こうした異なった日での二重の評価は、実務上、困難さの原因となりうる」。

(14) Ponsard, op. cit., p. 94.

(15) loc. cit.

(16) Mazeaud, op. cit., 1980, n°922, p. 234.

(17) Mazeaud, Ibid.

(18) Civ. 30 juin 1910, D. 1914. 1. 25 et note Nast, S. 1910. 1. 829 et note Lyon-Caen.

本判決はベネディクティス判決 (l'arrêt Bénédictine) またはルグラン判決 (l'arrêt Legrand) とも呼ばれ、著名な事件の一つである。この判決は、贈与日での評価が遺留分権利者の権利をどれほど危険にさらすかを示したものとして、しばしば引用される (Cf. Ponsard, op. cit., n°73, p. 95.)。

(19) Catala, Les réglements successoraux depuis les réformes de 1938 et l'instabilité économique, 1955, n°s 178 et s., n°s 200 et s., n°258, p. 233 et s., p. 260 et s., p. 320. Catala, La réforme, n°72, p. 147. カタラ教授は、贈与財産を贈与時で評価することは遺留分法領域への侵害である、と批判している (Catala, loc, cit.,)。

(20) Ponsard, op. cit., p. 96.

(21) 贈与されたときには農業用地 (destination agricole) であったものが、相続開始時まで保持している間に周辺の土地状況が変り建築用地 (terrain à bâtir) となっていたケースで、フランスの破毀院は、贈与時における財産の用途は、財産の状態の決定により重要ではないと判示して、建築用地としての評価額を認めた (Civ. 1re, 11 mai 1977, Sem. jur. 1978. II. 18927, note Dagot, Rev. trim. dr. civ., 1977. 804 et 1979. 413, obs. R. Savatier)。

(22) Mazeaud, op. cit., 1980, n°922, p. 234.

(23) Morin, op. cit., n°45, p. 34.

(24) Morin, op. cit., n°49, pp. 36 et. s.

なお、金銭が用益権の留保なしに、贈与分割 (donation-partage) により、贈与されたときには、この贈与分割日の価額が遺産総体に含められる (Morin, ibid)。贈与分割とは、フランス特有の制度で、父母その他の直系尊属が自己の財産を、生

前に、推定相続人である子その他の直系卑属のために分配することである（仏民法一七五条一項）。贈与分割については、山口俊夫・概説フランス法上（昭五三）五四二頁以下参照（なお、山口教授は、贈与分配と訳されている）。

(25) Morin, op. cit., n°50, p. 37.

(26) 学術振興会版・法典調査会議事速記録六五ノ一一裏。

(27) 中川淳・注釈民法㉖相続(3)（昭四八）二五五頁、中川善之助＝泉久雄・新版相続法（昭四九）五七二頁、我妻栄＝唄孝一・判例コンメンタールⅧ相続法（昭四一）三一六頁、太田武男・民商法七五巻六号（昭五二）九九四頁、他。

(28) 有地亨「特別受益者の持戻義務(二)」民商法四〇巻三号（昭三二）四一三頁以下。
なお、永田真三郎「遺留分算定の基礎となる財産の評価方法」民法の争点（昭五三）四〇二頁参照。

(29) 島田礼介・法曹時報二九巻一一号（昭五二）一三七頁。

(30) 中川善之助＝泉久雄・新版相続法（昭四九）二四九頁。我妻栄＝立石芳枝・親族法相続コンメンタール（昭二七）四三六頁、柚木馨・判例相続法論（昭二八）二〇四頁、他。

(31) 鈴木禄弥＝唄孝一・人事法Ⅱ（昭五〇）九八頁、谷口知平「相続財産の評価」家族法大系Ⅵ（昭三五）三二〇頁、有地亨「特別受益者の持戻義務（二）」民商法四〇巻三号（昭三二）四一四頁、園田格「相続分の算定」家族法大系Ⅵ（昭三五）二九二頁、他。

(32) 最高裁の判例批評については、泉久雄・判例時報八四一号（判例評論二一三号）（昭五二）一五一頁、太田武男・民商法七五巻六号（昭五二）九八二頁、安倍正三・家族法判例百選（第三版）（昭五五）二五八頁、能見善久・法学協会雑誌九四巻九号（昭五二）一四一五頁、島田礼介、法曹時報二九巻一一号（昭五二）一八二頁、田中恒郎・判例タイムズ三三七号（昭五一）七四頁、永田真三郎・民法の争点（昭五三）四〇二頁、他を参照。

(33) 太田・前掲九八五頁。

四　価額弁償額算定のために減殺を受けた目的物の評価基準時（仏民法八六八条）

第四に、遺留分減殺請求がなされた場合の価額弁償額（indemnité. 補償金とも訳される）を算定するために、減殺目的物の評価基準時が問題となる。本節で述べようとすることをまとめれば、次のようになろう。

一　フランスでは、わが国と異なり、一八〇四年立法以来、遺留分権利者の保護のため、減殺請求がなされた場合、贈与財産を現物で返還させる現物減殺が原則とされてきた。しかし、その後の経済の発展・物価の上昇等により、現物減殺は、贈与財産、とりわけ不動産を現物で取戻される受恵者に多大の損失等をもたらすこととなった。逆に現物減殺は、遺留分権利者の利益を保護することになり、結局、受恵者と遺留分権利者の利害の調和をはかるための努力が一貫して払われてきたところに、フランスにおける価額弁償制度の一つの特徴がみられる。それは、現物減殺から価額減殺への移行の歴史でもあった訳だが、一九七一年法制定後の今日でも現物減殺が原則とされている。しかし、実際には、たとえば相続人間では価額減殺が適用され、また、受贈者が非相続人の場合にも、受贈財産が受贈後、譲渡もしくは滅失されていれば、価額減殺が適用されるなど、価額減殺の適用範囲は拡大してきている。

二　価額減殺の下では、弁償額を算定しなければならず、当然、何時の時点で算定するかが問題とされる。しかし、一八〇四年立法では算定基準時は明らかにされずじまいだったし、同じく一九三八年六月命令法においても明文規定は設けられなかった。一九六一年法も、この点は同じであったが、農業経営資産や商工業および手工業資産の細分化防止のために、価額弁償額を分割時に支払うべきであるとの明文規定が設けられたので、分割時での評価が一層なじみやすいものとなった。後に破毀院が遺産分割時説を採り、これが一九七一年法に受け継がれたのである。

三　わが国では、価額弁償が原則であるが、しかし価額弁償額の算定基準時について、これまであまり論じられることがなかった。近時、最高裁判決昭和五一・八・三〇民集三〇巻七号七六八頁が遺産分割時説の立場を表明して以来、よく論じられるところとなっている。学説の多くは、この最高裁の態度に賛意を表している。

なお、この価額弁償制度は、フランスでは特異な方法により行なわれてきているので、減殺目的物の評価基準時を論じる前に、これについてあらかじめ一瞥しておきたい。

(1)　フランスの価額弁償制度

一　一八〇四年の立法以来今日までフランスでは家族・遺留分権利者を保護するため減殺請求が行なわれた場合、贈与財産を現物で取戻させる、いわゆる現物減殺（réduction en nature）が原則とされてきている。(1)この現物減殺は、金銭の漸進的な下落、並びに物価、とりわけ不動産価格の高騰期には贈与財産を現物で取戻される受恵者に極めて多大の損失・苦痛をもたらし、逆に遺留分権利者に利益をもたらすものであった。(2)勿論、一八〇四年段階では、こうした現象は生じることもなく、予想もされないことであったが、いずれにせよ、一八〇四年立法におけるこうした現物減殺制度の採用は、遺留分算定のための基礎財産の評価時、――相続開始時での評価――と減殺、――相続開始時での現物財産の取戻し――との間に完全な一致をみたといわれる。(3)

しかし、すでにみてきたように（前述五四頁以下参照）、一九三八年二月七日法の立法者は、基礎財産の評価時に関する九二二条を修正して、贈与日に評価された贈与財産のみを計算上の遺産総体（masse de calcul）の中に入れさせることを決めたので、この調和をくずすことになったが、それにもかかわらず、現物減殺の原則は維持された。(4)その理由として、マゾーによれば、一九三八年二月法の立法者は、改正を徹底させることにより、受贈者が現物を返還

しなくてもよいとしたならば、遺留分権利者がひどく不利な立場に置かれるのではないかと恐れたからである。[5] しかし、そうした配慮にもかかわらず一九三八年二月法により、価額減殺が一段と加重されたので、遺留分権利者には手ひどい打撃となっていたのである。しかも、贈与財産を贈与日で評価することは、遺留分計算上の遺産総額を低からしめ、遺留分権利者に酷な結果をもたらし、結局、遺留分算定のための遺産の再構成方法に一つの亀裂をもたらすことが明らかとなった。

二　右に述べた不都合さを回避するために、一九三八年六月一七日命令法及び一九六一年一二月一九日法は、一方では時代の要請に沿うべく受贈者にとって酷な現物減殺を緩和し（前述四五頁参照）、他方では後述するように、遺留分権利者を保護するために価額弁償額の算定基準時を修正したのである。さらに、一九七一年法は、受益者が相続人（héritier）でない場合にのみ現物減殺を存続せしめることとした。[6] 従って、今日では遺留分の現物での取戻しは、相続人間では生じえず、相続人間では価額減殺が適用されるのである。また、受贈者が相続人でなくても、受贈財産を譲渡もしくは滅失していれば、価額減殺が適用される。[7] このことから、現在のフランスの学説の中には、一九七一年法により、もはや現物減殺は原則ではなくなった、と唱える説[8]があるけれども、多数説並びに判例は、依然として現物減殺を原則と解している。[9] 無論、原則としての比重は極めて軽くなったといわざるをえない。

三　右にみたように、フランスでは価額減殺（réduction en valeur）は例外形態であり、以下に述べる価額弁償額の算定基準時も例外的措置として位置づけられてきた訳であるが、今日では価額減殺の適用範囲が大幅に拡大し、しかも共同相続人間では価額減殺が原則であり、従って価額弁償額算定のための減殺目的物の算定基準時のもつ意味は高いものといえよう。そこで、次に、フランスでのこの算定基準時についてみていきたい。

(2) 減殺目的物の評価基準時

一　まず、一八〇四年立法では、持戻しを免除された贈与不動産の受贈者は、自由分を超えた額が当該不動産価額の半分以内であれば、贈与不動産を保持して[10]他の共同相続人に金銭もしくは他の物を弁償すればよいとの規定が設けられた（旧々仏民法八六六条二項。本条は、一九三八年六月命令法、一九六一年一二月法及び一九七一年七月法により三度改正される）。しかし、その弁償額の算定基準時は明確にされることはなかった。一九三八年六月一七日命令法では、農業経営資産の細分化を防ぐために、大幅にこの価額弁償規定が拡大され、そこでは、現物持戻しを免除してなされた不動産もしくは農業経営資産の贈与又は遺贈が、自由分を超過した場合、受贈者又は受遺者は、共同相続人に対して金銭等を弁償すれば、贈与もしくは遺贈物を保持しうるとされた（旧仏民法八六六条）。しかし、この六月命令法は、弁償額支払いの条件について、たとえば十年を超えることができないなどの細かい規定を設けたものの、算定基準時については明文規定を設けなかった。

二　ついで、一九六一年一二月一九日法は、右の一九三八年六月命令法の趣旨を農業経営資産のみならずさらに商業・工業および手工業資産等の細分化防止にまで及ぼし、共同相続人間に合意がある場合を除いて、価額弁償額を分割時に支払うべしと明規した（旧仏民法八六六条三項）[11]。分割の時に支払われるのであって、分割時に評価されるとは明規されていないが、本項により、分割時での評価は、一層なじみやすいものとなった。後に、破毀院は、価額弁償額の算定基準時を遺産分割時であると判示し[12]、これが、一九七一年法で採用され、価額弁償額は、無償譲与が効果を生じた日の状態にしたがって分割時における贈与又は遺贈物の価額について計算されるとの規定が設けられたのである（現仏民法八六八条一項・九二四条）。その立法趣旨は、遺産分割時での評価の方が相続開始時での評価よりも、

共同相続人間の平等をよりよく果たすものであること、並びに、現物による減殺と価額による減殺の差をなくすものであるなどの点に基づいている。(13)

三　この問題についてこれまでわが国では、あまり論じられなかったが、最高裁昭和五一年八月三〇日民集三〇巻七号七六八頁判決が遺産分割時説（より具体的にいえば、事実審の口頭弁論終結時）を採用して以来、判例批評の形ではあれ、論じられるようになってきた。(14)学説は、最高裁判決が出される前には相続開始時説を採るものがわずかにみられたが、最高裁判決後は遺産分割時説に賛同するものがほとんどである。(15)

（1）マゾーによれば、一八〇四年の民法典起草者達が、原則としての現物減殺の採用を一般的な文言で明文化した訳ではないが、現物減殺が原則とされたのは旧仏民九二九条及び八六六条から明らかである、という(Mazeaud, op. cit., 1980, n°941, p. 251)。

（2）Mazeaud, op. cit., 1980, n°944, p. 253. なお贈与財産が不可抗力（par cas fortuit）により消滅したときには、本文とは逆にそのリスクは、遡及的に所有権者とみなされる遺留分権利者が負わなければならない。

（3）Mazeaud, op. cit., 1980, n°941, p. 252.

（4）loc. cit.,

（5）loc. cit.,

（6）loc. cit., なお本文で述べたことの例外として、相続権者ではないが、価額減殺を受ける者、あるいは相続権者ではあるが、現物減殺を受ける者もいる（Cf. Morin, op. cit., n°68, p. 50)。たとえば、相続権者ではあるが相続放棄をした受贈者が、贈与財産を譲渡・滅失したときには、価額減殺が適用される（Morin, op. cit., n°69, p. 51)。あるいは相続権者である受贈者は、現物減殺を受けることを選択できる（Morin, ibid)。

（7）Morin, op. cit., n°70, p. 51. なお、本文以外の場合にも、価額減殺が適用される場合として、一九七一年七月法は、九二四条二項を設けた。これは、先取分として自由分を超えて遺贈された遺留分権利者は、減殺部分が自己の遺留分を超えな

いときは、遺贈された物件の全部を主張することができる反面、価額減殺を負うのである。たとえば、A・B二人の子、がおり、Aに被相続人の死亡時で二〇万フランの価値がある不動産、並びに一五万フランの価値がある有価証券が遺贈された。この他に被相続人は、二五万フランの財産を残していた。この場合、自由分の計算上の遺産総体は六〇万フラン（二〇万＋一五万＋二五万＝六〇万）である（仏民法九二二条）。その三分の一が自由分で、A・B各々の遺留分は二〇万フラン（仏民法九一三条）。遺贈財産の価額（三五万フラン）は、自由分（二〇万フラン）を超えるが、しかし超過額（一五万フラン）は、Aの遺留分より少ない。従って、Aは新九二四条二項により、遺贈財産を全部取得しうる。逆に、Bは価額減殺を請求しうる(Morin, op. cit, n°72, p. 53)。その他、価額減殺が適用される場合として、Morin, op. cit., n°70, pp. 51 et 52 参照。

(8) André Raison, op. cit., nos 44 et s., p. 1326 et s

(9) 多数説に属する学者として、たとえば Mazeaud, op. cit., 1980, p. 242. Morin, op. cit., n°67, p. 47. がある。判例として、Civ. Ire, 16 juin 1970, Bull. civ. I, n°202, p. 164. がある。

(10) 本文で述べた場合以外に、相続人である受贈者が減殺を受くべき贈与財産を保持しうる場合として、贈与財産と同一種類の財産が相続財産中にあることが必要である（旧仏民法九二四条。なお、本条は、一九七一年法により改正される）。

(11) 伊藤道保・フランスにおける農家相続制度の変遷（昭三八）六六頁参照。

(12) Civ., Ire sect. civ., 12 déc. 1962, D. 1963. 217, note R. Savatier.
事案並びに判旨は、二人の子を残して死亡した被相続人（遺言者）が、子の一人に自由分を超える遺贈を行なっていた場合、受遺者が支払う必要のある価額弁償額は、遺産分割の日に計算されなければならない、というものであった。

(13) Mazeaud, op. cit., 1980, n°955, p. 259.

(14) 最高裁昭五一・八・三〇判決の評釈・解説として次のようなものがある。伊藤昌司・家族法判例百選（第三版）（昭五五）二六四頁以下、辻朗・法律時報四九巻六号（昭五二）一一七頁以下、内田貴・法学協会雑誌九五巻三号（昭五三）六〇四頁、高木多喜男・判例評論（判時八四一号）二一八号（昭五二）二一頁以下、高橋忠次郎・専修大学論集二六号（昭五二）一五七頁、川口富男・ジュリスト六二六号（昭五一）七八頁、谷口知平・昭和五一年度重要判例解説（昭五二）八九頁以下、宮井忠夫・民商法七七巻一号（昭五二）九九頁以下、田中恒朗・判例タイムズ三四二号（昭五二）八八頁以下、他。

(15) 島津一郎・中川監修註解相続法（昭二六）四七〇頁、磯村哲・中川編註釈相続法(下)（昭三〇）二七三頁。判例としては、福島地判昭三九・九・二〇下民一五巻七号一八四二頁がある。

五　私　見

一　前章では、フランス及びわが国で評価基準時が問題となる四つの場合を紹介し、フランスの立法・通説・判例は、この四つのうち、遺留分算定の基礎となる財産についてのみ相続開始時で評価し、他は全て遺産分割時（具体的には、共同相続人が遺産を分割し、所有権を取得する日にできる限り接近した日）[1]に評価することを明らかにした。ところで、こうしたフランスの立法・通説・判例の考え方によれば、遺留分算定のために基礎財産を評価し、かつ、現実に分割を行なうために分割対象財産を評価しなければならず、二重の評価が必要ということになる。フランスの通説は、異なる時点での二重評価が実務において困難さをもたらすことを認めながらも、二重評価を正当である[2]、と解している。その理由は、遺留分侵害の有無を知るには相続開始時が最も確実であること、また、共同相続人が実際に財産を取得するとき――しかも相続開始時から時間的に隔った時期である遺産分割時――にこそ、共同相続人間の衡平化がもっともよくはかれるからである、という点に基づく。つまり、通説によれば、評価基準時を統一する必要はなく、評価基準時は、それぞれの制度の設けられた趣旨に応じて個々具体的に決定されればよい、ということになる。しかしながら、フランスの少数説は、すでに述べた（前述五二頁）ように、このような二重評価をあえてする必要はなく、遺留分算定も、結局は、遺産分割時における争いのために必要なのであるから分割時に評価すればよい、とする。

二　そこで最後に、この評価基準時を何時に求めるかという問題に関する筆者の考え、といってもまだ確信のもてる

ものではないが、現在のところの筆者の考えは、次のようなものである。結論から先に述べれば、結局、形のうえでは、フランスの立法・判例・通説と同様、特別受益の持戻し及び現実の遺産分割について遺産分割時、遺留分算定については二本立てで、基礎財産の評価については、相続開始時、ついで価額弁償額算定のための目的物の評価については遺産分割時にすべきだと思う。もともとは、すべてを遺産分割時で評価すべしというフランスの少数説の考え方に魅力を感じる。その理由は、相続開始から分割・清算まで長い年月がかかるという現実に基づく。たとえば、遺留分算定のための基礎財産の評価基準時が問題となった最高裁昭和五一年三月一八日判決の事案では、相続開始後一八年二ヶ月を経て最高裁判決が下されている（第二審までで一六年八ヵ月）。また、価額弁償額の算定基準時が問題になった最高裁昭和五一年八月三〇日判決では、一八年九ヵ月ほどかかっている（第二審までで一七年強）。フランスでも同様に、争いとなった場合、具体的に判決が下されるまで相続開始後、長年月かかっている。いずれにせよ、当事者間に争いがなければ、長年月に亘って共有状態が継続しても、それでよいが、争いのある場合、今日のような物価変動の激しい時に、とりわけ土地価額の上昇時において、当事者の意識は、相続処理の最終的段階、すなわち、現実に遺産の分割が問題になった時にこそ、財産が評価され、衡平化がはかられることを望むものと思われる。

三　しかし、この問題の解決には、相続人間の衡平という、いわば、財産をもらう側の立場のみでなく、取引の安全すなわち財産を持戻されたり、遺留分減殺の結果、財産を返還させられる側の事情をも考慮する必要があると思う。贈与または遺贈された財産のうち、いずれを、持戻しないし返還せしめるかは、まず相続開始時において定めておくことが、取引の安全上必要ではないか。相続開始後七、八年も経って、新たに持戻しないし返還を要求されたのでは、甚だ困るであろうと思われる。第一、遺留分減殺請求権については、短期消滅時効が、民法一〇四二条により、相続

開始後、遺留分侵害を知った時から進行するので、遺産分割時に評価すれば、時効の起算点が混乱してしまう。したがって、遺留分減殺の基礎財産の評価は、相続開始時点で行ない、返還されるべき財産を含めて、遺産分割するときには、あらためてその時点で評価すべきであろうと思う。つまり、相続開始時点である相続人につき五〇〇万円の遺留分が侵害されていることがわかって、ある特定財産の返還が義務づけられるとする。それが現物返還されれば問題はない。すなわち、一〇年も経ってから分割されたとして、価額変動の有無を問わず、返還目的物は、当該財産に限定される。ただし、受贈者・受遺者が現物返還ではなく、価額返還を望むときは、相続開始時の価額ではなく、分割時の評価額、たとえば先ほどの例で一〇〇〇万円とみる。これが、受贈者・受遺者と、相続人間の衡平をはかる最もよい調整ではないか、と考えるものである。

しかし、特別受益の持戻しについては、このような二回評価の必要性の問題は出てこない。なぜなら、何が特別受益として持戻されるべき財産であるかは、その贈与・遺贈の性質、目的から、相続開始時、現実には受益財産を知った時において、すでに定まっており、額を評価する必要はないからである。一〇年もたって分割されるとしても、現物なら、当該財産を持戻せば足りよう。ただ、もしも金銭で持戻すときは、相続開始時ないし受益財産を知ったときではなく、分割時での価額で持戻すべきだというわけである。

四　なお、さきほど述べたように、筆者は、徹底して分割時説を強調するフランスの少数説に非常に魅力を感じている。なぜなら、減殺すべき特定の財産が決まるのは、贈与又は遺贈された財産を含めて総財産が評価され、共同相続人の相続分額まで評価された時点においてだからである。それは、結局、事実上は遺産分割の時ではないか。そうなると、わざわざ減殺すべき特定財産を相続開始時まで遡らせることなく、評価した時点、つまり事実上は遺産分割の

時でよいのではないかと迷っている。今後の検討課題にしたい。

（本稿は、昭和五五年私法学会で報告したテーマと同一である）。

（1） Mazeaud, op. cit., 1980, p. 226.

（2） Mazeaud, loc. cit.,